

令和5年度

第3回君津市国民健康保険運営協議会

令和6年2月5日

諮 問

- (1) 君津市国民健康保険税条例の一部改正について

君津市国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正の趣旨

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び減額対象となる世帯の所得の基準となる額の引上げを行うため、君津市国民健康保険税条例（昭和46年君津市条例第72号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容

(1) 課税限度額の引き上げ

	現 行	改正後
基礎課税額分	65 万円	変更なし
後期高齢者支援金等分	22 万円	24 万円
介護納付金分	17 万円	変更なし
合 計	104 万円	106 万円

(2) 軽減判定所得の基準額の見直し

	現 行	改正後
5割軽減	43 万円 + (給与所得者等 [※] の数 - 1) × 10 万円 + 29 万円 × 被保険者数以下の世帯	43 万円 + (給与所得者等 [※] の数 - 1) × 10 万円 + 29.5 万円 × 被保険者数以下の世帯
2割軽減	43 万円 + (給与所得者等 [※] の数 - 1) × 10 万円 + 53.5 万円 × 被保険者数以下の世帯	43 万円 + (給与所得者等 [※] の数 - 1) × 10 万円 + 54.5 万円 × 被保険者数以下の世帯

※ 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行します。改正後の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

君津市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 省略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 省略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金</p>
<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 省略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 省略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金</p>

額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき2.9万円5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 10,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,000円

(イ) 特定世帯 6,000円

(ウ) 特定継続世帯 9,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,950円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき5万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割

額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき2.9万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 10,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,000円

(イ) 特定世帯 6,000円

(ウ) 特定継続世帯 9,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,950円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき5万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割

<p>額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人 について 4,000円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,800円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,400円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 3,600円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主 を除く。） 1人について 2,000円</p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付 金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 1,980円</p> <p>2 省略</p>	<p>額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人 について 4,000円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,800円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,400円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 3,600円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主 を除く。） 1人について 2,000円</p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付 金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 1,980円</p> <p>2 省略</p>
---	---

議 題

- (1) 令和6年度君津市国民健康保険特別会計予算（案）について

令和6年度 君津市国民健康保険特別会計予算（案）【事業勘定】

1 予算規模

令和6年度の事業勘定予算の総額は、社会保険適用拡大に伴う、被保険者数の減少により、歳入においては国民健康保険税及び県支出金、歳出においては保険給付費の減額等が見込まれ、令和5年度当初の予算と比較すると5億7,700万円減の見込となる86億7,000万円を計上した。

被保険者数は減少し続けるものの、1人当たりの保険給付費は増加傾向となっており、今後の見通しが不透明ではあるが、被保険者が安心して医療、健診等が受けられるよう、財源の確保や医療費の適正化のための事業運営の実施に努めていく。

2 歳入の主な増減理由

- ① 1款 国民健康保険税は、被保件数の減少により減額を見込んだ。
- ② 3款 県支出金は、被保険者数の減による保険給付費の減額に伴い交付金も減額を見込んだ。
- ③ 6款 繰入金は、国保基金取崩額の増によるもの。

【歳入】

(単位：千円)

款	令和6年度当初	令和5年度当初	増 減	内 容
1 国民健康保険税	1,550,527	1,697,162	△ 146,635	現年分 調定見込額 1,574,013千円 予算額 1,452,598千円 滞納繰越分 調定見込額 406,901千円 予算額 97,929千円
2 国庫支出金	1	1	0	
3 県支出金	6,092,727	6,557,447	△ 464,720	医療機関にかかった際の療養給付費や補装具を作った際などに支給される療養費、医療費が限度額を超えた際に支給される高額療養費などの保険給付に要した費用の全額が交付される普通交付金、災害等の特別な事情があった場合や市町村の予防・健康づくり、医療費適正化等の取組状況などに応じて交付される特別交付金など
4 財産収入	528	303	225	国民健康保険基金利子
5 寄附金	1	1	0	
6 繰入金	820,791	786,680	34,111	一般会計及び国民健康保険基金からの繰入金で、国民健康保険事業に係る職員の人件費や委託料、消耗品費などの事務に要する費用、出産育児一時金の支給額の2/3に相当する費用、直営診療所に要する費用、低所得者や未就学児、出産被保険者に係る税軽減分の費用など
7 繰越金	150,000	150,000	0	前年度からの繰越金
8 諸収入	55,424	55,405	19	国民健康保険税の延滞金、交通事故など第三者の不法行為が原因で保険証を使用した際の療養給付費の損害賠償金、国保資格を喪失後に国保の保険証を使用した際の療養給付費の返還金など
9 市債	1	1	0	
計	8,670,000	9,247,000	△ 577,000	

国保基金と繰越金の合計額の推移	
R3年度	約 990,000千円
R4年度	約 1,110,000千円
R5年度	約 850,000千円

繰入金の内訳		
	R6年度	R5年度
基準内繰入	602,329千円	684,748千円
基準外繰入	48,462千円	51,932千円
基金繰入	170,000千円	50,000千円

令和6年度 君津市国民健康保険特別会計予算（案）【事業勘定】

3 歳出の主な増減理由

- ① 1款 総務費は、令和5年度に計上した国保システム構築費の減により、一般管理事務費の減額を見込んだ。
- ② 2款 保険給付費は、被保険者数の減により、療養給付費等の減額を見込んだ。
- ③ 3款 国民健康保険事業費納付金は、県の算定により減額を見込んだ。内訳として、医療分、介護分が県全体の納付金算定基礎額の減額となったことにより、納付金額も減額となった。
- ④ 6款 保健事業費は、令和5年度に計上したデータヘルス計画更新に係る委託料の減及び令和6年度保健指導の単価見直しにより、減額を見込んだ。
- ⑤ 7款 積立金は、令和5年度末予定残高約5億3千万円に対する利子分のみを計上した。
- ⑥ 9款 諸支出金は、直営診療施設勘定への繰出金が減少したことにより減額を見込んだ。

【歳出】

(単位：千円)

款	令和6年度当初	令和5年度当初	増減	内 容
1 総務費	195,309	259,067	△ 63,758	人件費、一般管理事務費、国保連合会負担金など国保事業運営のための事務的費用
2 保険給付費	5,995,933	6,458,161	△ 462,228	医療機関にかかった際の療養給付費や補装具を作った際などに支給される療養費、医療費が限度額を超えた際に支給される高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など
3 国民健康保険事業費納付金	2,266,761	2,300,227	△ 33,466	保険給付費の財源として、県に納付する納付金
4 共同事業拠出金	0	3	△ 3	退職者医療制度の加入対象者把握のための資料作成費用。県内市町村で按分し国保連合会へ支払う。
5 財政安定化基金拠出金	1	1	0	災害等の特別な事情により県から交付を受けた場合に後年度拠出する費用
6 保健事業費	114,801	127,051	△ 12,250	特定健診、若年健診、人間ドック、医療費通知に要する費用
7 積立金	528	303	225	急激な収入減などの財源不足に備えるための国民健康保険基金への積立金
8 公債費	2	2	0	県から貸付を受けた場合に後年度償還する費用など
9 諸支出金	66,665	72,185	△ 5,520	直営診療施設勘定への繰出金、被保険者が納め過ぎた国民健康保険税の還付金など
10 予備費	30,000	30,000	0	
計	8,670,000	9,247,000	△ 577,000	

参 考

① 被保険者数・世帯数の推移（年度平均、R5, R6は見込数値）

	R2	R3	R4	R5	R6
被保険者数	18,274	17,975	17,414	16,535	15,979
前年度比	△ 1,060	△ 299	△ 561	△ 879	△ 556
世 帯 数	11,864	11,794	11,593	11,140	10,887
前年度比	△ 515	△ 70	△ 201	△ 453	△ 253

② 保険給付費の推移（R2～R4は決算額、R5は決算見込額、R6は予算額）

	R2	R3	R4	R5	R6
療養給付費	5,009,755,270	5,295,298,582	5,245,985,064	5,169,214,457	5,155,992,000
療養費等	37,583,790	29,101,551	25,101,908	23,670,021	22,263,000
高額療養費等	779,373,475	802,768,192	785,405,975	823,071,658	776,419,000
出産育児一時金	18,069,030	12,590,300	16,326,686	15,168,936	22,510,000
葬祭費	7,250,000	6,300,000	6,450,000	7,100,000	7,200,000
傷病手当金	0	205,424	2,276,043	80,132	1,000
計	5,852,031,565	6,146,264,049	6,081,545,676	6,038,305,204	5,984,385,000
1人当たり	320,238	341,934	349,233	365,183	374,516

（単位：円）

※合計額は、診療報酬審査支払手数料（11,548,000円）を除くため、2款の合計額と一致しない。

③ 国民健康保険基金の状況（R5は見込額）

	R2	R3	R4	R5
基金積立額	10,008,128	200,007,865	190,065,579	170,287,309
年度末基金残高	21,156,861	221,164,726	411,230,305	531,517,614

（単位：円）

※令和5年度当初に50,000,000円を取り崩し。

④ 一般会計からの繰入金の推移（R2～R4は決算額、R5は当初予算額、R6は当初予算額（案））

	R2	R3	R4	R5	R6
ルール分（職員給与費、基盤安定等）	618,351,776	606,825,604	616,239,662	684,748,000	602,442,000
ルール外分（直診操出分）	58,076,000	57,727,000	52,774,000	51,932,000	48,349,000
合 計	676,427,776	664,552,604	669,013,662	736,680,000	650,791,000

（単位：円）

※「ルール分」とは、総務省からの通知により、市の一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出すことが認められている経費

⑤ 国民健康保険税調定額・収納率の推移（R2～R4は決算数値、R5は12月末時点数値、R6は予算数値）

	R2	R3	R4	R5	R6
調定額（現年分）	1,722,446,600円	1,716,465,100円	1,764,348,900円	1,571,911,400円	1,574,013,000円
1人当たり	94,257円	95,492円	101,318円	95,066円	98,505円
収納率（現年分）	92.49%	94.29%	94.37%		
滞納繰越額	686,825,909円	563,511,305円	450,994,614円		
前年比	△ 129,970,171	△ 123,314,604	△ 112,516,691		

⑥ 国民健康保険税 税率推移（R6は税率（案））

		R2	R4	R5	R6
医療分	所得割	7.3%	7.3%	7.3%	7.3%
	資産割	-	-	-	-
	均等割	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
	平等割	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円
	限度額	630,000円	650,000円	650,000円	650,000円
支援分	所得割	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
	資産割	-	-	-	-
	均等割	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	平等割	-	-	-	-
	限度額	190,000円	200,000円	220,000円	240,000円
介護分	所得割	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
	資産割	-	-	-	-
	均等割	9,900円	9,900円	9,900円	9,900円
	平等割	-	-	-	-
	限度額	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円
限度額計		990,000円	1,020,000円	1,040,000円	1,060,000円

令和6年度 君津市国民健康保険特別会計予算（案）【直営診療施設勘定】

1 予算規模

令和6年度の直営診療施設勘定予算の総額は、医療機器更新費などの減少から、令和5年度当初の予算と比較すると800万円減の見込みとなる9,100万円を計上した。
令和6年度当初予算では更なる地域医療の充実、利便性の向上に努めていく。

2 主な増減理由

【歳入の主な増減理由】

- ① 1款 診療収入は、患者数の減少により減額を見込んだ。
- ② 2款 使用料及び手数料は、国保松丘診療所の患者数の減少により減額を見込んだ。
- ③ 4款 繰入金は、歳出の総務費と医業費の減少に伴い減額を見込んだ。

【歳出の主な増減理由】

- ① 1款 総務費は、人件費の減少、また、診療所の施設修繕及び医療機器の更新分が少額のため減額を見込んだ。
- ② 2款 医業費は、国保松丘診療所の患者数の減少に伴う、医薬品購入費の減額を見込んだ。

【歳入】

(単位：千円)

款	令和6年度当初	令和5年度当初	増 減	内 容
1 診療収入	38,105	42,573	△ 4,468	診療報酬収入、一部負担金収入など
2 使用料及び手数料	134	187	△ 53	行政財産使用料、医薬品の容器料、診断書の文書料など
3 財産収入	271	271	0	おびつ歯科に係る土地建物貸付料
4 繰入金	48,462	51,932	△ 3,470	地域医療維持のため、国保診療所の運営費補填のため繰り入れるもの
5 繰越金	4,000	4,000	0	前年度繰越金
6 諸収入	28	37	△ 9	被保険者負担分雇用保険料など
計	91,000	99,000	△ 8,000	

【歳出】

(単位：千円)

款	令和6年度当初	令和5年度当初	増 減	内 容
1 総務費	69,261	72,625	△ 3,364	医師、看護師にかかる人件費、国保小櫃診療所の指定管理料、医療機器更新費など
2 医業費	17,058	21,694	△ 4,636	診療に伴う医薬品、検査委託料など
3 公債費	681	681	0	清和診療所建設事業費借入金の元利償還金
4 予備費	4,000	4,000	0	
計	91,000	99,000	△ 8,000	

参 考

君津市国保診療所の利用状況の推移

1 国保小櫃診療所

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (10月末時点)
患者数 (延べ) ①	4,429	2,637	3,618	4,174	4,371	2,280
開院日数 ②	184	119	240	241	237	138
一日あたり 患者数 ①/②	24.1	22.2	15.1	17.3	18.4	16.5

※ 国保小櫃診療所は平成29年度に常勤医師が退職し、平成30年度、令和元年度は民間医療機関に医師等の派遣について業務委託しており、開院日数を縮小していた。
令和2年度より指定管理者制度を導入し、公益社団法人地域医療振興協会が運営している。

※ 患者数は保険診療分のみ

2 国保松丘診療所

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (10月末時点)
患者数 (延べ) ①	4,726	4,478	4,187	4,045	3,992	2,278
開院日数 ②	255	243	253	248	251	156
一日あたり 患者数 ①/②	18.5	18.4	16.5	16.3	15.9	14.6

※ 患者数は保険診療分のみ

議 題

(2) 君津市国民健康保険基金への積立について

君津市国民健康保険基金への積立について

1 趣旨

国民健康保険の健全な運営に資するため、令和4年度決算で生じた剰余金の一部を君津市国民健康保険基金に積み立てを行います。

2 現状、実績等

(単位：円)

年度	基金積立額	基金取崩額	基金年度末残高	決算剰余金
平成30年度	148	0	1,143,946	690,487,125
令和元年度	10,004,787	0	11,148,733	702,628,859
令和2年度	10,008,128	0	21,156,861	821,050,503
令和3年度	200,007,865	0	221,164,726	769,393,549
令和4年度	190,065,579	0	411,230,305	699,696,018
令和5年度	0	50,000,000	361,230,305	

3 県内の状況

国は、国民健康保険基金の適正規模について、国保広域化以前は保険給付費の5%程度が目安としておりましたが、広域化後の現在は、各保険者（各市町村）の規模等に応じて安定的かつ十分な基金を積み立てることとしております。

令和4年度末時点で、県内全ての市町村国保において国民健康保険基金を設置しており、決算後の基金保有残高の県内平均は、約5億円（保険給付費の約12パーセント）に対し、本市の現時点での基金保有残高は、約3億6千万円（保険給付費の約6パーセント）となっております。

4 今後の運用等

歳入予算に不足を生じた場合の補てん財源として、令和5年度3月補正予算を計上し、令和4年度の決算剰余金699,696千円のうち、条例で定める上限となる決算剰余金の4分の1にあたる170,000千円を基金に積み立てます。

なお、今後も決算において剰余金を生じた際は、特別な事情を除き条例に基づき基金積み立てを行うこととします。

報 告

- (1) 第3期君津市国民健康保険データヘルス計画及び
第4期君津市特定健康診査等実施計画（素案）に係る
まちづくり意見公募手続きの実施結果について

第3期君津市国民健康保険データヘルス計画及び 第4期君津市特定健康診査等実施計画（素案）に 係るまちづくり意見公募手続の実施結果について

市 民 生 活 部

令和5年12月19日から令和6年1月17日まで意見募集を行ったところ、意見はありませんでした。

1 結果の公表

- (1) 公表場所：国保年金課、市民センター、公民館、コミュニティセンター、中央図書館、市のホームページ
- (2) 公表期間：令和6年3月1日から3か月間